

新運転東京

第 85 号
(通巻 350 号)

2020年4月25日

発行人
新産別運転者労働組合
東京地方本部
(略称・新運転東京)
編集兼発行人 川村 勝
〒110-0003
東京都台東区根岸
3-25-6
TEL.03-5603-1300
FAX.03-5603-5300

新型コロナウイルス緊急事態宣言下に！ アブレ手当認定の特例措置を求めて！ 厚生労働省・東京労働局交渉実施！

新型コロナウイルスショックが、9時までの30分に短縮

トリンで感染拡大と経済社会不安が募る最中、我々の清掃・生コン供給事業にも大きな影響があり、組合員の不労が増えてきている。3年前から組合員は支部発行の不労証明書無しで直接ハローワークに行き不就労認定を受けてきた。

因みに、芝浦や河原町の労働出張所での認定は、朝早くから行われており、時間制限や一般被保険者との混在という問題はない。

その一方、現在認定を行って行っている宿、池袋、木場の認定時間、営業時間は8時半から1時間だ。たの



23日は白井給付係長と赤星給付係主任に対して、要望書(別掲)に沿って、緊急事態宣言時期に限って認定時間の延長が前倒し、そして組合の不労証明(メールかFAX)での認定を認めるよう強く申し入れた。とりわけ東京労働局では、高層ビルにある新宿と池袋に

厚生労働大臣 加藤勝信 殿
2020年4月吉日
全国労供事業労働組合連合会
会長代行 折井洋之
要 望 書
日雇雇用保険求職者給付金の取り扱いについて
連日、報道されておりますように新型コロナウイルスの影響により、多くの国民が、給付金の請求、新たな職を求めて各都道府県職業安定所に足を運んでいます。そのような状況下で、私共組合員も例外ではなく、当日失業した際には、毎日所定の職業安定所に足を運んで認定の手続きをしています。そして、今月7日に発令された緊急非常事態宣言において、クラスターの発信源になり得る場所への出入りを控えると同時に、作らないということも必要不可欠です。現在の各都道府県職業安定所は、クラスターの発信源になりかねない状況が連日続いています。その上、一人当たりの対応も長引き平均二時間にもなります。今後も、そのような状態が続くことは確実であり、このような施設環境が感染の拡大となるだけでなく、職業安定所窓口で対応する職員への感染リスクも否定できません。以上のように、感染拡大を最小限に抑えるためにも、早急に下記のとおり要望致します。

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止策として発令された緊急事態宣言、安倍政権の初期対応の無策ぶりへの批判に対して一人10万円の早期支給をはじめ多くの支援策の一つとして雇調金の特例拡充が実施される。その内容は、4月1日から6月30日まで(緊急対応期間)の休業等への適用として「*解雇等しなかつた事業主に助成率の上乗せをします【中小企業は4/5から9/10】【大企業は2/3から3/4】*雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします。」との他にも特例助成

確認書
一般社団法人東京環境保全協会と全国労供事業労働組合連合会・東京は令和2年3月18日の賃金労働条件に関する交渉の結果を下記の通り確認する。
1. 新小型・平2t・軽自動車の運転手と作業員については昨年と同額の夏季・年末年始手当を支給する。
2. 高齢者賃金については、今年度から65歳まで引き上げる。
3. 上記の1・2に関する実施を2020年4月1日からとする。
4. 全国労供事業労働組合連合会・東京から申入れのあったその他の事項については、今後小委員会交渉によって合意を得るよう努力する。
以上
令和2年3月18日
一般社団法人東京環境保全協会
賃金交渉委員会 委員長 津島 英世
全国労供事業労働組合連合会東京
議長 菅原 元

取るよう要求した。しかし、厚生労働省は2日後に、東京労働局はその日の午後ゼロに回答を返してきたのである。その理由は、各職安に問い合わせた結果窓口での長時間混雑は認められないこととアブレ手当の認定は本人確認が法律上の規程で逸脱できないことの2点だった。彼らのゼロ回答の根底には単なる事なかれ主義に留まらず、日雇い労働への差別と偏見の上に我々労働者を無視する傾向が残っているのではないかと思える。というのは、一般労働者へのコロナ緊急対策として池袋職安では「例年4、5月は繁忙期に当たり2時間以上待つことが多い上に、コロナ対策で窓口を縮小しているために、比較的空いている8時半から10時半に来てほしい」とHPで掲示し、職安全体では「都内ハ

東環保交渉！
清掃賃金労働条件確認！
今年度の清掃就労組合員賃金労働条件改善については、昨年から東環保賃金交渉委員会と断続的に交渉してきた中で、去る1月20日に6項目の具体的要求事項を提出し、最終回答を求めた。そして、3月18日に行われた交渉では「全車種運転手・作業員の賃金額について引き上げること。とりわけ清掃大型車の運転手については運転手確保の為に日額を大幅に引き上げること」と「労働協約書の労働時間と定め、法令順守を

文字通り、行政の事なかれ主義と差別と偏見によるゼロ回答に激しい怒りを覚えるが組合員の感染不安解消のために改めて喫緊の課題として行政を監視、正す役目の議員への働きかけを強めていく。

その後も雇調金は、1975年に第一次オイルショック後の雇用対策として「雇用調整給付金」として創設され、第二次オイルショック後の1981年に現在の雇調金となった。そして、1998年前年の消費税増税から翌年の金融危機へと悪化した平成不況時には雇調金の中に「緊急日雇労働者多数雇用奨励金制度」が創設され、この制度は、日雇い労働者が集まる地域における日雇い労働者の雇用状況の改善を図るため、平成11年1月1日から平成12年3月31日までの暫定措置として、日雇労働被保険者を雇用し、下

記の条件を満たす事業主に対して奨励金を支給するものです。」とあり、1就労5千円、上限が100万円というものだった。今回のコロナショックは、リーマンショックをも上回るというところで、「雇用保険被保険者」以外にも対象にする特例措置が実施される一方で、日雇い労働者への議論が全くなないのである。この5月から6月にかけて、アブレ手当の無資格者が多くなるのが現実視されているだけに、喫緊の課題として20年前の奨励金復活を政府に要求していかなければならない。

結局、ここ数年間、4月1日からの賃金改善を実施してきただけに、事前の重点要求だった高齢者賃金が解決していることなどから確認書(別掲)を取り交わすことで決定した。



雇用調整助成金(雇調金)の 日雇被保険者への適用を！

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止策として発令された緊急事態宣言、安倍政権の初期対応の無策ぶりへの批判に対して一人10万円の早期支給をはじめ多くの支援策の一つとして雇調金の特例拡充が実施される。その内容は、4月1日から6月30日まで(緊急対応期間)の休業等への適用として「*解雇等しなかつた事業主に助成率の上乗せをします【中小企業は4/5から9/10】【大企業は2/3から3/4】*雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします。」との他にも特例助成

